

○学校法人東京電機大学情報倫理基本方針

情報統括責任者
総合メディアセンター

（目的）

第1条 学校法人東京電機大学（以下「本法人」という。）が管理・運用する情報資産の利用に当たり、倫理上問題となる不適切な行為を未然に防ぎ、円滑かつ適正な情報資産の利用を推進し、これによって、教育・研究活動及び管理運営の充実を図ることを目的とし、「学校法人東京電機大学情報倫理基本方針」（以下「本方針」という。）を規定する。

（定義）

第2条 情報倫理とは、本法人が設置する情報資産（情報と情報システム）の利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの、並びに、法令又は本法人諸規則によりその遵守が義務付けられているものを意味する。

（運用）

第3条 情報倫理に関係する規程の実施・運用に際しては、教育・研究機関としての使命・目的に沿って、教育・研究の自由を最大限に尊重し、通信の秘密を守り、個人情報及びプライバシーを保護しなければならない。

（実施手順等の作成）

第4条 具体的な実施規程や手順等は、本方針に基づき、別に定めることとする。

（遵守義務）

第5条 本法人の情報資産を利用するすべての者は、情報倫理の重要性について共通の認識を持ち、本方針、実施手順等及びその他関連法令等を遵守しなければならない。